

第3期筑紫野市障がい者福祉 長期行動計画



平成 30 年 3 月
筑 紫 野 市

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 21 年 3 月に「第 2 期筑紫野市障害者福祉長期行動計画」、平成 27 年 3 月に「第 4 期筑紫野市障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も健やかで安心して地域で暮らすことができるように様々な支援を行ってきました。

「筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を計画的に推進するため、新たに平成 30 年度を初年度とした「第 3 期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画期間

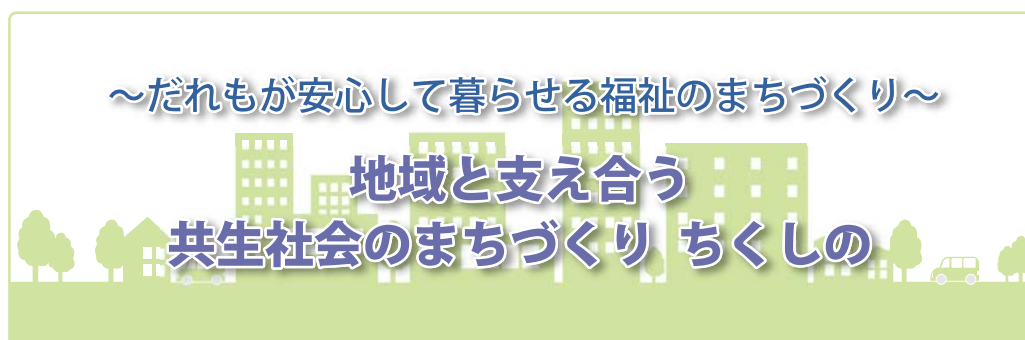
本計画の期間は、平成 30 年度から 35 年度までの 6 年間とします。

3 基本理念

本市においては、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもと、地域と支える共生の福祉のまちづくりをめざしてきました。

障がいの有無にかかわらず、市民だれもが相互に人格と個性を尊重し、支えあう「共生社会」の実現をめざすことを基本理念とします。

【 基本理念の将来像 】



【基本理念】

地域と支え合う 共生社会のまちづくり
 ちくしの
 だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり

【基本目標】

1. 相互に理解し、共に
 生き、支えあう地域
 福祉を推進する
 ～啓発・地域福祉活動～

2. 自立生活を支援する
 福祉サービスを
 推進する
 ～福祉サービスの充実～

3. すこやかな自立生活
 を支える暮らしを
 支援する
 ～保健・医療体制の充実～

4. 子どものすこやかな
 発達を支援する
 ～療育・保育・教育の
 環境づくり～

5. 地域での参加を
 うながす
 ～生涯学習の充実及び
 社会参加の充実～

6. 個々の状況に応じた
 就労支援を行う
 ～雇用・就労の促進～

7. 地域で安心して
 暮らせる環境づくり
 を支援する
 ～福祉のまちづくり～

【基本施策】

①障がい者を理由とした差別の解消の推進

②交流活動の推進

③福祉教育の充実

④重層的な支援体制の構築

⑤小地域福祉活動の推進

①情報提供手段の整備・相談支援体制の充実

②在宅福祉サービスの充実

③施設福祉サービスの推進

④精神障がい者施策の推進

⑤発達障がい者施策の推進

①保健・医療体制の充実

②難病患者施策の推進

①発達・療育支援環境の充実

②保育・教育環境の充実

③切れ目のない支援の仕組みづくり

①生涯学習の推進

②生涯スポーツ活動の推進

③情報コミュニケーション支援の充実

①障がいのある人の就労に対する理解促進

②多様な雇用・就労の促進

③就労定着支援

①福祉のまちづくりの推進

②交通移動サービスの推進

③住宅環境整備の推進

④防犯・防災対策の推進

⑤交通安全体制の充実

1 相互に理解し、共に生き、支えあう地域福祉を支援する ～啓発・地域福祉活動～

（１）障がいを理由とした差別の解消の推進

様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。また、すべての障がいのある人が安心して暮らせるよう権利擁護の推進に努めます。

（２）交流活動の推進

障がいのある人もない人も気軽に地域活動に参加できるよう、情報提供等必要な施策を推進します。また、地域と関係団体や障がいのある人の交流など交流機会の拡充に努めます。

（３）福祉教育の充実

子どもの頃からの福祉教育を一層推進するとともに、障がいへの理解を目的とした、福祉教育の充実を図ります。また、子どもから大人まで、すべての市民が、障がいに対する理解を深められる取り組みを推進します。

（４）重層的な支援体制の構築

障がいのある人が、相談がしやすい環境の整備を図ります。

ボランティア活動の活性化を図るとともに、障がい者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。



（５）小地域福祉活動の推進

地域の生活課題や福祉課題を共有し解決できる仕組みづくりをめざします。共生社会の実現に向けて、地域住民や社会福祉協議会、事業所等と連携し、身近な地域で支え合う生活支援ネットワークの構築を支援します。

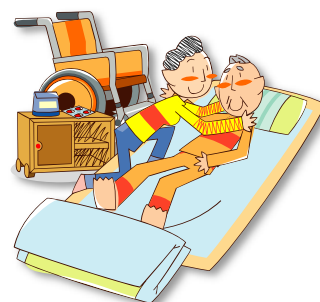
2 自立生活を支援する福祉サービスを推進する ～福祉サービスの充実～

（１）情報提供手段の整備・相談支援体制の充実

障がいの特性に応じた情報提供の充実に加え、相談窓口の周知を図るとともに、各相談窓口及び関係機関の連携の強化を図り、様々な分野にかかる相談を総合的に支援していくための体制づくりを進めます。

（２）在宅福祉サービスの充実

障がいの種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実を図ります。



（３）施設福祉サービスの推進

障がい者施設や共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助等を利用することにより、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。

（４）精神障がい者施策の推進

個々の状況に応じた在宅サービス等の適切な支援、精神障がいのある人や家族などに対する相談支援体制の充実を図ります。

（５）発達障がい者施策の推進

発達障がいに対する周囲の正しい理解の普及・啓発を行います。また、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行います。

3 すこやかな自立生活を支える暮らしを支援する ～保健・医療体制の充実～

(1) 保健・医療体制の充実

医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育に努めます。また、障がいのある人が医療やリハビリテーションを受けやすい環境づくりを進めます。さらに、障がいのある人の各ライフステージに応じた心と身体の健康づくり活動を支援します。



(2) 難病患者施策の推進

難病患者及び家族がもつさまざまなニーズに対応し、きめ細やかな相談や適切な医療やサービスにつながるよう、関係機関と連携し、体制を強化します。

4 子どものすこやかな発達を支援する ～療育・保育・教育の環境づくり～

(1) 発達・療育支援環境の充実

障がいの特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行える体制の強化に努めます。また、障がいや発達に課題のある子どもの保育・療育のために、保育体制や療育体制を充実します。

(2) 保育・教育環境の充実

障がいの早期発見、早期療育のための体制づくりや、保育園、幼稚園、小中学校への切れ目のない連続性のある教育指導の充実を図ります。

(3) 切れ目のない支援の仕組みづくり

特別な支援が必要な子どもの療育・保育・教育にあたっては、関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。

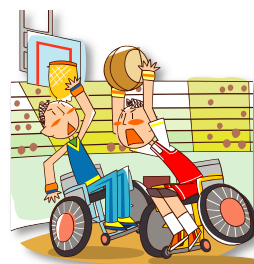
5 地域での参加をうながす ～生涯学習の充実及び社会参加の充実～

(1) 生涯学習の推進

障がいのある人が参加する文化・芸術サークル等を支援します。また、障がいのある人もない人も相互に理解しあうよう交流を促進します。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

障がいのある人がスポーツに親しむ機会を拡大します。また、障がい者スポーツの普及・振興のため、指導員の育成に努めます。



(3) 情報コミュニケーション支援の充実

障がいのある人に対する情報提供を確保します。また、障がいの特性に応じて、講演会や研修会への手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施します。

6 個々の状況に応じた就労支援を行う ～雇用・就労の促進～

(1) 障がいのある人の就労に対する理解促進

障がいや障がいのある人への理解や就労環境の改善促進のための啓発活動を行うことで、障がいのある人のさらなる就労の拡大を図ります。

(2) 多様な雇用・就労の促進

障がいのある人の労働環境の改善、職場・職種開発等働く場の拡大や環境の改善を働きかけ、安定した雇用ができるよう努めます。

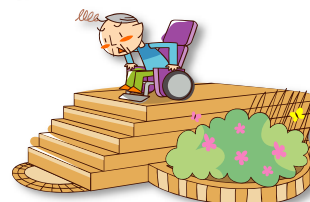
(3) 就労定着支援

雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行い障がいのある人の就労定着につなげます。

7 地域で安心して暮らせる環境づくりを支援する ～福祉のまちづくり～

(1) 福祉のまちづくりの推進

施設のバリアフリー化など、すべての人に配慮した使いやすい環境の整備などを推進します。



(2) 交通移動サービスの推進

重度障がい者に対する福祉タクシー利用券の交付等、障がいの特性を考慮して、移動手段の確保を図ります。

(3) 住宅環境整備の推進

障がいのある人の身体状況や家族の介護に配慮した住環境を整備するため、居室、トイレ、浴室、階段等の改造や手すり、スロープ等の改修費用を助成します。

(4) 防犯・防災対策の推進

障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して暮らせるよう、要配慮者を地域全体で見守る「見守りネットワーク」の構築を支援します。障がいのある人の防災訓練への参加促進を通じて障がいのある人となない人が地域でともに支え合う体制づくりを目指します。

(5) 交通安全体制の充実

障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、利用しやすい標識等の整備充実を図ります。

第3期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画 概要版
平成30年3月

筑紫野市 健康福祉部 生活福祉課
〒818-8686 筑紫野市二日市西1-1-1
TEL: 092-923-1111 FAX: 092-923-5230